

神戸市公告

一般競争入札により契約を締結するので、神戸市契約規則（昭和 39 年 3 月規則第 120 号。以下「規則」という。）第 4 条の規定により、次のとおり公告します。

2025 年 1 月 31 日

神戸市長 久 元 喜 造

1 入札に付する事項

(1) 件名

2025 年度「広報紙 KOBE」（以下「広報紙」という。）広告掲載業務

(2) 契約期間

2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日まで

(3) 納入場所

市が指定する場所

(4) 数量（予定）

毎月 1 回（1 回あたり約 840,000 部発行）

2 入札に参加するものに必要な資格

本入札に参加できる者は、次に掲げる要件を満たしている者としします。ただし、(3)及び(4)の要件は、審査の申請の受付期間の最終日までに満たすことが必要であり、(3)の要件については、申請の受付期間の最終日から引き続き落札決定の日まで継続して満たしていることが必要です。

(1) 令和 6・7 年度神戸市物品供給・製造請負・その他請負入札参加資格を有すること。当該資格を有しない場合は、登記簿謄本（又は登記事項に関する全部事項証明）、納税証明書を併せて提出すること。

(2) 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の受付期間の最終日から落札決定の日までの間に、神戸市指名停止基準要綱（平成 6 年 6 月 15 日市長決定）に基づく指名停止を受けていないこと。

(3) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者を除く。）でないこと。

(4) 本市が提示する仕様書に従って広報紙の広告掲載の業務を行えること。

3 入札に関する問い合わせ及び必要書類の提出先

神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号

神戸市役所 1 号館 16 階

神戸市市長室広報戦略部（電話番号 078-322-5013）

E-mail : kouhoushi@city.kobe.lg.jp

4 入札に参加する者に必要な資格の審査

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布、審査の通知の方法等については、入札説明書によります。

5 入札説明書の交付期間及び交付方法

(1) 交付期間

公告の日から 2025 年 2 月 17 日（月）まで

(2) 交付場所

神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号

神戸市役所 1 号館 16 階

神戸市市長室広報戦略部（電話番号 078-322-5013）

または市ホームページ

(URL: <https://www.city.kobe.lg.jp/a57337/business/kouhoushikoukou2025.html>)

(3) 交付方法

無料交付

6 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の提出期間及び提出場所

(1) 提出期間

公告の日の翌日から 2025 年 2 月 17 日（月）午後 5 時 30 分まで

(2) 提出場所

神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号

神戸市役所 1 号館 16 階

神戸市市長室広報戦略部（電話番号 078-322-5013）

7 入札書の提出期間及び提出方法等

(1) 提出期限

2025 年 2 月 28 日（金）午前 9 時 50 分まで（受付時間：午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分まで。ただし正午から午後 1 時までの休憩時間を除く。）までに広報戦略部に持参。（神戸市の休日を定める条例（平成 3 年 3 月条例第 28 号）第 2 条第 1 項各号に掲げる本市の休日を除く。）

(2) 提出場所

神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号

神戸市役所 1 号館 16 階

神戸市市長室広報戦略部（電話番号 078-322-5013）

(3) 提出方法

持参すること。

8 開札の日時及び場所

2025 年 2 月 28 日（金）午前 10 時から

神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号

神戸市役所 1 号館 16 階中会議室（予定）

※開札に、出席すること

9 入札保証金

規則第 7 条第 2 号の規定により免除します。

10 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

(1) 入札書が所定の日時を過ぎて到着したとき。

- (2) 入札書の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき。
- (3) 入札書に記名及び押印がないとき。
- (4) 一の入札に対して2通以上の入札書を提出したとき。
- (5) 代理人による入札の場合において、委任状を提出しないとき。
- (6) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (7) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (8) 本市から交付された入札書以外の入札書により入札したとき。
- (9) 鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記具により入札書に記入したとき。
- (10) 入札書の金額を訂正した場合において訂正印の押印がないとき。
- (11) この入札に参加する複数の者の関係が、以下のアからウまでのいずれかに該当する場合には、該当する者のした入札（該当する者が、共同企業体の代表者以外の構成員である場合の入札を除く。）は全て無効にします。ただし、該当する者の一者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る一者の入札は無効とはなりません。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

- ① 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

- ① 一方の会社の代表権を有する者（個人商店の場合は代表者。以下同じ。）が他方の会社の代表権を有する者を現に兼ねている場合
- ② 一方の会社の代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

- ① その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

- ② 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「協同組合」という。）とその組合員の関係にある場合。

(12) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

11 落札者の決定の方法

(1) 落札者の決定は、2025年度の「広報紙」広告掲載業務一式の総額により行います。

(2) 落札者の決定は、最高の価格をもって入札した者を落札者とします。ただし、最高額が予定価格に満たない場合は、入札を再度実施します。開札の結果、落札となるべき同価格の入札をしたものが2人以上あるときは、くじにより落札者を決定します。この場合、当該入札者がくじを引かない場合は、入札事務に関係のない職員にくじを引かせて落札者の決定を行います。

12 手続において使用する言語及び通貨の種類

日本語及び日本国通貨に限ります。

13 苦情の申し出

この入札について苦情のある者は、神戸市特定調達調査委員会へ苦情の申出をすることができます。

14 入札に参加する者に必要な資格を有する者と認定されていない者の参加

第2項第1号に掲げる入札参加資格を有する者と認定されていない者も当該入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書及び資料を提出することができますが、当該入札に参加するためには、開札の日時までに入札に参加する者に必要な資格を有すると認定され、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格を有しなければなりません。